



令和6年2月
千代田区

令和6年度

千代田区子ども家庭支援ワーカー (会計年度任用職員)採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度(4月1日から3月31日まで)を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定(服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等)が適用されます。

なお、育休等代替の区分で任用となる場合は、育児休業(以下、「育休等」という。)を取得する会計年度任用職員の代替として任用される職であるため、任期は、原則、当該会計年度任用職員が取得する育休等の期間の範囲内となります。

1 選考対象者及び募集内容

職名	子ども家庭支援ワーカー
選考区分	①欠員補充 ②育休代替
職務内容	(1) 子どもと家庭に関わる総合相談に関すること。 (2) 子ども在宅サービスの提供に関すること。 (3) 子育て支援サービスに関わる情報の収集、提供及び調整に関すること。 (4) 関係機関との連絡及び調整に関すること。 (5) その他、子ども部長が子どもと家庭に関する総合的な相談事業の円滑な実施のために必要であると認めること。
必要な資格等	次に掲げるいずれかを満たす者 (1) 児童福祉司、社会福祉士、社会福祉主事、精神保健福祉士、保育士、児童指導員の資格を有する者 (2) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する免許状を有する者 (3) 保健師、助産師、看護師の免許を有する者 (4) 大学院、大学又は専門の養成機関において心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修了し、学士以上の学位を有する者であって、児童その他関連する福祉の相談業務に1年以上従事した経験を有する者

任期	<p>選考区分①欠員補充 令和6年5月1日～令和7年3月31日</p> <p>選考区分②育休代替 令和6年5月1日～令和6年8月31日</p> <p>※ただし、欠員補充での採用の場合、選考の上、再度任用する場合があります。</p> <p>※育休代替での採用者については、当該育休を取得する会計年度任用職員が、令和6年9月1日以降も引き続き育休を取得するときは、選考の上、当該育休の期間内で再度の任用をする場合があります。</p>
条件付採用期間	<p>原則1か月</p> <p>(※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。</p> <p>(※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。</p>
採用予定数	<p>選考区分①欠員補充 若干名</p> <p>選考区分②育休代替 1名</p>

- 注意事項**
- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
 - ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
 - ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給与	<p>報酬額 221,256円（令和6年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。 ・このほか条例等の定めるところにより、期末・勤勉手当（欠員補充の方のみ）及び費用弁償（通勤手当相当、上限55,000円/月）が支給されます。
勤務場所	<p>千代田区立児童・家庭支援センター（千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階）</p> <p>※就業場所は、原則敷地内禁煙です。</p>
勤務時間	<p>勤務日数：月16日勤務</p> <p>勤務時間：7：30～19：30（原則8：30～17：15）の間において、1日当たり7時間45分（休憩時間60分を除く。）</p>
休暇等	<p>年次有給休暇は、5月から採用（初年度）の場合は任期に応じ、欠員補充の方は7日、育休代替の方は1日付与されます。それ以外の場合は、任期と任用年数に応じた日数の年次有給休暇が付与されます。</p> <p>このほか、夏季休暇（欠員補充の方のみ）、慶弔休暇等があります。</p>

週休日・休日	日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 等
保 険	東京都職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

3 選考の方法及び選考日

(1) 一次選考

選考方法	書類審査
合格発表	令和6年3月中旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

(2) 二次選考

選考方法	面接
面接日	令和6年3月下旬（予定） ※詳細な日時は、別途お知らせします。
面接会場	千代田区立児童・家庭支援センター（千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階）
合格発表	令和6年3月末（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

4 申込み手続き

(1) 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書(市販の様式で3か月以内の写真を貼付)、資格証等の写し)と併せて下記のとおり郵送又は児童・家庭支援センターの窓口提出してください。

※ 履歴書には、必ず志望動機を記入（別紙でも可）するとともに、児童福祉に関する実務経験があれば記入してください。

※ 資格証等の写しについて、令和6年3月末までに取得見込みの場合は見込証明書を添付してください（取得見込みとは、すでに資格試験を受験済みで結果待ちの場合や卒業と同時に資格を取得できる場合等を指します）。

(2) 申込期限

方法	申込締切	注意事項
郵送	令和6年3月13日（水） （必着）	A4判が入る大きさ(角形2号)の封筒に入れ、表に赤字で「子ども家庭支援ワーカー採用選考申込」と明記し、簡易書留で送ってください。簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和6年3月13日（水）	受付時間は、8時30分～17時00分です。 ※土曜・日曜、祝日は受け付けていません。

(3) 郵送先、提出先及び問合せ先

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-16 神田さくら館6階
千代田区立児童・家庭支援センター 子ども家庭相談係
電話 03-5298-5521 (直通)

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

(4) 選考案内通知 (又は受験票)

二次選考の通知は、令和6年3月14日(木)以降に郵送します。

なお、令和6年3月18日(月)までに届かない場合には、児童・家庭支援センターへお問い合わせください。

選考案内通知は、選考日当日必ずお持ちください。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

(参考) 地方公務員法第16条 (欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。